

## 明・宣徳朝における武臣の「自陳」

奥山 憲夫

### はじめに

太祖（在位一三六八～九八）が、在位中に度々疑獄事件を起したことはよく知られている。檀上寛氏は、これらの疑獄を単なる政治的な事件としてではなく、政権確立過程の全体の中に位置づけてその意義を明らかにした<sup>(1)</sup>。又、川越泰博氏は、藍玉の獄に焦点を当て、『逆臣録』を素材にして事件の詳細な実態を解明した<sup>(2)</sup>。これらの研究によって、一連の疑獄事件の犠牲者の中に多くの武臣が含まれていたことがわかる。しかし、成祖朝（二四〇二～二四）になると、一転して武臣の処罰例は極端に少なくなる。これは何故なのか。また、武臣による犯罪そのものについても、太祖朝に関しては『大誥武臣』等の史料が残されており、ある程度窺うことができるが、成祖朝以後は、かえってその実情も明らかでない。この点について、筆者は成祖朝の武臣の処罰例に分析を加

え、成祖の拠って立つところが、軍とりわけ奉天征討の軍と武臣だったため、武臣の処罰に慎重にならざるを得なかったのではないかと述べたことがある<sup>(3)</sup>。それでは宣宗朝（一四二六～三五）はどうなのか。宣宗朝は、中後期に繋がる動きが様々な面で見られる時代である。筆者は、現在、宣宗朝の軍事体制や、軍が内部に抱えていた種々の問題点の検討を通じ、宣宗政権の性格を考えるべく作業を進めている。そのために、まず成祖・宣宗朝に常設化され、中後期の南北辺防体制の中核になった鎮守総兵官について考察した<sup>(4)</sup>。これと並行して、武臣による犯罪の実態と、それに対する朝廷の対応について考えている。『宣宗実録』には、武臣が様々な不正を告発された事例が二五七件、一件で複数の罪状を含むものがあるので罪状ごとに数えれば三五〇件記載されている。これらは実録に記されているのだから、何らかの意味で朝廷が重視した事件である。このような事件は、当時の明軍内部の問題点や矛

盾を示すとともに、社会・経済面の反映でもあるだろう。朝廷はこれらの武臣の犯罪にどのように対処しようとしていたのか。

かかる考察の一環として、本稿では武臣の「自陳」についてとりあげたい。自陳の語そのものは、自分で陳述する、弁解する等の意味である。阪倉篤秀氏は、吏部の権限・職掌を分析する中で考満と考察について言及し、

考察にはまた京官を対象とする京察と外官を対象とする外察があった。京察の周期は、当初は一定していなかったが、弘治以後は六年に一度行われ、四品以上は口頭による「自陳」、五品以下は「具冊奏請」と書面によるなど、その方法に異なりはあるものの、あくまで自己申請によった。

と述べられた。<sup>(5)</sup>このように、文臣官僚には人事考課のシステムとして自陳があるわけだが、世襲を原則とする武臣には、少なくとも明初には、このようなシステムはない。<sup>(6)</sup>ただ、恒常的なものではないが、宣宗朝にも武臣が命ぜられて自陳を行った例はある。それではそれはどのような場合に、どんな武官が、どんな罪状について、誰の命令で、処罰決定までのどの段階で行われたのか。そして自陳の結果はどうなったのか。これらの点に検討を加え、当時の明軍内部の犯罪や、これに対する朝廷の対応の一端を考察することとする。

## 1. 罪状

まず自陳の事例を幾つか示すと次のようである。

### ① 『宣宗実録』洪熙元年閏七月戊午の条に

行在都察院左僉都御史劉觀等奏すらく、掌陝西都司事・右軍都督僉事胡原は、前に六罪を犯すも、聖恩もて之を宥し、之をして改過せしめんとす。今、陝西按察司、又奏すらく、原は指揮僉事劉定の金帯・珠環を索取し、名籍無き人を隠占して家奴と為し、喪礼・齋宿の時に飲酒・吉服す。教場を占めて糜穀を種芸し、民田の禾稼を剗刈して築きて教場と為す。官倉を折毀して、材料もて演武亭を造り、軍士五十余人を家に私役す。又、擅に屯種の軍士を役して、其の農業を廢せしむ。悪を累ねて悛めず。請うらくは其の罪を治されんことをと。上、原に命じて京に赴き自陳せしむ。

とある。胡原は正二品の都督僉事で、要衝の陝西都司を管理している高官だが、陝西按察司から七項目に亙る不法を告発された。配下の武臣からの金品搾取、礼法違反、土地占奪、官物損壊、軍士の私役等、武臣に多くみられる不法行為の殆どが含まれている。文中の前の六罪というのは、前月に、秦王府に対する不敬や私茶の売買等を弾劾されたもので、このときは「旧臣なるを念う」という理由で宥されている。<sup>(7)</sup>胡原は北京に召還されて自陳を命ぜら

れ、告発されたことについて釈明したとみられるが、自陳の内容は明らかでない。ただ、一二月に至って、都察院は、改めて胡原が寧夏衛鎮撫の女を妾とし、その父親に騎士五八人を随従させたこと、指揮僉事劉定の金品を奪ったことを告発し、徒罪に当たると求刑した。都察院が効奏した罪状は、閏七月の七項目のうち二つである。他は自陳による釈明が認められたのであろう。胡原が告発された罪状は広い範囲に及ぶが、そこに軍務遂行に関わる罪は含まれていないことに注意しておきたい。

②『宣宗実録』洪熙元年九月丁巳の条に

行在都察院奏すらく、此のち比者、広西故都指揮同知葛森の妾許氏告えるに、総兵官・鎮遠侯顧興祖は、色に耽り財を貪り、官軍を賤削し、大いに第宅を修め、広く園池を拓き、故夫の旧居を逼取し、故夫の次妾を抑求す。寡弱を欺凌すること、情として実に堪え難しと。請うらくは之を速治せられんことをと。上曰わく、大臣兵を総べて外に在るは、其の寇を靖め民を安んぜんと欲すればなり。若し果して為す所此くの如くんば、法として亦た容し難し。但だ朝廷は当に大体を存すべし。豈に肯て輒ち一婦人の言を信じて辺将を罪せんや。姑く其の實を自陳せしめよと。

とある。顧興祖の件は、宣宗朝における武臣の不正の代表例の一つだが、これがその発端である。この記事では抽象的な言い方で

内容がはっきりしない項目もあるが、許氏の訴えの主眼は、顧興祖がもとの配下である亡夫の葛森の旧宅を奪い、次妾を自分の妾にしようとしたということである。都察院は顧興祖の逮捕処罰を奏請したが、宣宗は訴えが事実ならば許すことができないとしながらも、一婦人の言のみで大臣たる広西総兵官を罰することはできないと述べ、当面、実否を自陳させるよう命じた。この件についての自陳の記事は見当たらず、顧興祖がその後も広西総兵官の地位に在ったのは確かである。しかし、宣徳二年四月戊寅の条に

巡按広西監察御史汪景明、総兵官・鎮遠侯顧興祖及び指揮張珩等の貪虐十五事を効奏す。上、以つて都御史劉観に示すに、其の罪を治されんことを請う。上曰わく、興祖は一方を総鎮す。姑く虚寔を自陳せしめよ。余人は皆之を速治し、果して事興祖に干れば、奏を具えて之を処せ。

とあり、今度は巡按御史に弾劾された。貪虐一五事の内容はここではわからない。都御史劉観は処罰を要請したが、宣宗は「一方を総鎮」という理由で自陳させ、張珩らは逮捕して取り調べ、顧興祖に関係する事実が判明したら報告せよと命じた。この段階で再び顧興祖に自陳を命じたわけである。二ヶ月後の六月戊寅の条に

総兵官・鎮遠侯顧興祖の罪を宥す。是に先だち、広西故都指揮葛森の妾許氏、興祖は其の居宅を奪わんと欲し、又、森の

次妾袁氏を逼取し、軍を私役して第宅を造りしこと、及び貪虐不法不五事を訴う。詔して興祖をして自陳せしむ。是に至り、実なるを首す。上、都御史劉観等に語りて曰わく、既にして実を隠さず。姑く之を宥して改過せしめよ。如し改めざれば仍りて宥さざるなりと。

とある。これは、前述のように、洪熙元年九月の条に記されたように、許氏が訴えた罪状であり、ここから宣徳二年四月に巡按御史汪景明が効奏した「貪虐一五事」の中に許氏の訴えも含まれていたことがわかる。つまり、顧興祖は、洪熙元年九月に宣宗から自陳を命ぜられながら、一年半以上も放置していたということである。「是に至りて」とあるから、同じ罪状を再度巡按御史に弾劾され、宣宗に重ねて自陳を命ぜられて、ようやく自陳して事実を認めたのである。これに対し、宣宗は「既にして実を隠さず」との理由で、その罪を宥し処罰しなかった。勲臣たる顧興祖の傲慢さ、宣宗の高位の武臣の処罰に対する慎重さを窺うことができ。又、ここまで告発された顧興祖の罪状は、主に個人的な不法、或いはスキャンダルであり、軍務上の罪は含まれていないことに注意しておかねばならない。

この顧興祖が翌月に逮捕・解任されることになった。同年七月己亥の条に

詔して鎮遠侯顧興祖を逮えしむ。時に交趾の叛寇、隘留等の

関を破り丘温を攻囲す。興祖は兵を南寧・太平に擁するに援けず。寇、城を陥すに致る。又、興祖、先に已に賊首韋万黄を獲え、梟首して衆に示せりと奏せしに、而して万黄の出没劫掠すること故の如し。興祖は又指揮張珩等を遣わし、仮りに軍務を以つて、土官人等より金・銀二千五百余両・馬百余匹を逼取せしむ。又、張の民居を奪い、女婦を挾娶せし等の事、巡按御史の効奏するところと為る。上、其の稔惡悛めざるを以つて、行在都察院に命じて逮問せしむ。仍りて公侯大臣に命じて、別に良將を挙げて之に代らしむ。

とある。顧興祖逮捕の理由は、一つには、交趾の黎利軍が隘留関を突破して丘温を包囲した際、軍を擁して附近に在りながら赴援せず、丘温の陥落を坐視したこと、二つには、韋万黄なる賊首の捕獲処刑について偽りの報告をしたこと、三つには、顧興祖が派遣した指揮使張珩が、土官から金品を搾取するなど、種々の不法をはたらいたことであった。張珩のことは、四月の汪景明の効奏でも指摘されていた。宣宗は、顧興祖が連行されてくるのを待たずに後任者の選定を命じており、罪状の認否以前に解任を決議していたことがわかる。今回は自陳の措置は全く考慮されておらず、ここから軍務遂行に関わる罪は自陳の対象にならないことが看取される。この後、一二月戊午の条に

逮えられし鎮遠侯顧興祖至る。行在十四道監察史吳啓先等・

六科給事中賈諒等劾奏すらく、興祖は広西に鎮守してより以來、暴虐貪婪にして、怠慢にして事を廢せり。交趾を援けず、失地喪師、盜賊猖獗するに致る。又、從賊の首を斬り、詭りて首賊と奏し、賊属を隱匿して、彼は逃散せりと謂う。上は朝廷を欺き、下は辺人の心を失う。国法を正されんことを請うと。上、命じて執え、午門外に於いて三法司に公・侯・伯・都督と同一之を訊せしむるに、興祖承伏す。還奏するに、上、王通等の至るを俟ち、其の罪を通論せんことを命ず。

とあり、逮捕された顧興祖が北京に到着すると、科道官がその罪を劾奏した。広西総兵官に就任以来というから、一旦許された許氏による告発の内容も併せて弾劾されたわけだが、主たる罪状は丘温の失落を坐視したこと、賊首韋万黄の捕殺について虚偽の報告をしたことであつた。午門外での三法司・勲臣・都督合同の取り調べの結果、顧興祖は罪を認め、宣宗は交趾より撤退してくる成山侯王通の到着をまつて罰を決めるように命じた。ここでは、顧興祖の罪は、交趾での敗北と連動したかたちで論ぜられており、逮捕の主たる理由が軍務上の過失だつたことがわかる。三年閏四月、交趾総兵官・成山侯王通らが北京に到着し、都督馬瑛・為事官陳智・李安・方政・布政使戈謙・内臣山寿・馬騏らとともに「命に違ひて擅に賊と和し、城を棄てて旋師」した罪を弾劾され、同年中に錦衣衛の獄に下され家は籍没された。これと同日の閏四月

庚戌の条に

鎮遠侯顧興祖を行在錦衣衛の獄に下す。初め、監察御史、興祖の貪財好色・失地喪師等の罪を劾奏す。上、命じて逮えて至らしめ、法司に公・侯・伯等と共に之を訊せしめるに、興祖引伏す。命じて王通等の還るを俟ちて其の罪を論ぜしむ。是に至りて通還り、左都御史劉觀、併せて之を罪せんことを請う。遂に錦衣衛の獄に下さる。

とあり、王通ら交趾派遣軍の首脳が帰京して審問を受け獄に下されると、顧興祖も下獄した。<sup>(10)</sup>

③次に都督同知陳懐の場合をみてみよう。「宣宗実録」宣徳元年四月壬午の条に

参将・都督同知陳懐、私かに騎士二十余人を遣わして出境せしめんとするに、守備の指揮張善の止める所と為る。懐、善等を憾みて之を杖す。保定伯梁銘以つて聞ず。左都御史劉觀、陳懐の罪を治さんことを請う。上曰わく、懐は大臣なり。姑く其の実を自陳せしめよと。

とある。この頃、寧夏には総兵官は置かれておらず、陳懐と梁銘が参将として駐劄していた。陳懐が勝手に騎士二〇余人を出境させようとしたのを、配下の指揮使張善に制止され、これを怨んだ陳懐が張善に杖を加えたことを梁銘に告発されたのである。或は張善が梁銘に訴えたのかもしれない。陳懐がなぜ騎士を出境させ

ようとしたのか記されていないが、当時、辺将が狩獵や採木の為に軍士を出境させた記事が屢々みられるので、或はこの場合もこのような目的だったのかもしれない。都御史劉観が処罰を要請したが、宣宗は「懐は大臣なり」と述べて実否を自陳させるよう命じた。この例は、上官による軍士の私役、配下の武臣の私刑ということになるが、やはり軍事行動上の罪ではない。又、これまで示した例でもそうだが、自陳は、犯罪の告発↓法司による論告求刑↓帝の決裁という過程の最終段階で、帝の直接命令によってとられる措置であることがわかる。また、この例でも、高位の武臣の処罰に極めて慎重な宣宗の姿勢が窺える。陳懐の自陳の内容はわからないが、翌年には四川総兵官に就任しているので、この事件が陞進の支障にはならなかったのだろう。四川総兵官として在任中の宣徳六年四月丁未の条に

総兵官・左都督陳懐の罪を宥す。是に先だち、御史王礼劾奏すらく、懐は賅いを受けて罪人を庇い、家人を縦ちて官軍の屯田二百四十余丘を奪い、軍をして子粒を虚納せしむ。軍の妻を奪い甥と与えて妾と為す。毎旦、官員入見するに、叩頭の礼を行わしめ、三司の幕官及び府・県等の官は、事を白すに前に跪きて文書を読み、読み竟れば聴受発落すること奏事の状の如し。三司の堂上官も、言う所稍意に合わざれば輒ち之を叱罵す。僉事柴震等は威な笞辱を受く。懐等の罪を治さ

れんことを請うと。上、行在都察院の臣に命じて、御史の章を封じて懐に示し、事の有無は悉く懐をして実を疏して以て聞せしむ。是に至り、懐悉く実なるを首し、且つ過ちを謝す。上、行在都察院の臣に論して曰わく、懐は武人にして不学の過ちなり。姑く之を宥せと。已にして侍臣を顧みて曰わく、朕、嘗て皇祖の言を聞くに、中山王は国家の元勳なるに、旦暮に稍暇あれば、輒ち儒生に親しみ、礼義を講説せしむ。而して己を謙り賢に下ること、老いて弥篤し。是を以つて榮名もて令終す。今、懐の輩は坐して儒者に親しまず、善言を聞かず。安んぞ過ち無きを得んやと。

とある。四川総兵官陳懐が、御史王礼に四ヶ条の罪を告発されたが、これを受けた宣宗は、本人に王礼の奏章を封示させ、事実の有無を自陳させた。陳懐の自陳の内容を示す記事は見当たらないが、陳懐は全て事実であることを認めて謝罪した。宣宗は、中山王徐達を例に出して嘆きつつも、陳懐については武人の不学ゆえの過ちであるとして宥した。宣宗の現実的な対武臣観が窺えて興味深い。同時に、この事例でも高位の武臣の処罰に非常に慎重な態度も看取される。陳懐の場合も、告発された罪は、賄賂を受けて罪人を庇ったこと、軍屯を占奪したこと、軍士の妻を奪つて甥の妾としたこと、民事不関与の禁例を破つて三司の官を圧服しようとしたことであり、そこに軍務に関わる罪は含まれていない。<sup>(1)</sup>

④次に『宣宗実録』宣德二年六月己未の条に

広東都指揮趙成・李竜の罪を宥す。初め、海南の盜、民の財物を劫め、既にして捕獲せられ、劫める所の財を追し、解りて都司に至るも、成等、之を匿して以つて民に還さず。

巡按監察御史連均之を劾奏し、上、自陳せしむ。是に至り、皆実なるを首す。命じて姑く之を宥し、財を以つて民に還さしむ。

とある。海南の賊が捕えられ、民から劫掠した財物を取り戻した。これらの財物は都司に送られたが、同都司の都指揮趙成と李竜は、被害者に返還せずに着服したとして、巡按御史に劾奏されたのである。宣宗が二人に自陳を命じたところ、事実であることを認めしたが、帝は処罰せず、財物を民に返すよう命じただけで宥した。この事件は軍による捕盜で、軍務に関わるケースだが、趙成・李竜は盜賊の捕獲に携わったわけではなく、都司に送られてきた財物を隠匿して横領しようとしたのであり、軍事行動上の過誤を咎められたものではない。

⑤は宣宗朝における代表的な不正事件の一つである。『宣宗実録』宣德六年二月壬子の条に

寧夏左屯衛指揮使張泰奏すらく、寧陽侯陳懋は私かに軍士二百余人を遣わし、舟三十四余艘を操りて出境せしめ、魚を捕え木を採らしめるに、虜の執える所と為る者十余人なり。又、

軍士二十人を遣わして、人ごとに二馬を給し、銀を齎して杭州に往き貨物を市めしむ。又、寧夏の各衛倉は通年に糧を收めるに、懋は文書を治る者をして実数を作さしめず、侵盜して入己すと。軍士に懋を告えしもの有り。宣德二年より五年に至るまで、都指揮閻俊等と倉糧一万九千余石を盜売す。又、延慶等の府の通関の計糧二十四万余石を虚売して入己す。又、軍を私役して三千余頃に種田せしめ、民の水利を奪い、歲收の粟は、商賈を召きて收糶して塩に中てしむ。又、閻俊等と軍を遣わして車九百余輛を輓き、大塩池の塩を載せ、往きて西安・平涼等の府において売らしむと。

とあり、これに対して帝は

上、侍臣に謂いて曰わく、懋の過ち此くの如ければ辺を禦るべけんや。然れども未だ遽かに一人のみの言に聽うべからず。姑く奏せられし所を録して之に示し、有無をして自陳せしめ、然る後に処置せよと。

と述べた。衛所官である指揮使が、上官の寧夏総兵官・寧陽侯陳懋の不正を告発したケースである。この段階では罪状の全てが事実か否か確認されていないが、告発された内容には、中後期に顕著になる高位の武臣による軍士の私役・土地占奪・軍糧の横領・商業行為等の殆ど全てが含まれている。一部に軍士からの訴えも含むものの、一衛を預かっている正三品の指揮使による劾奏であ

るにも拘わらず、宣宗は「遽かに一人の言に聴うからず」と述べ、奏章の内容を陳懋に示して、事実の有無を自陳させるよう命じた。この自陳の内容を示す記事は見当たらないが、結局、御史凌輝が現地に派遣され調査に当たることになった。宣徳七年一〇月に、凌輝は容疑の中の三項目を事実と認める報告を行い、宣宗はその奏章を陳懋に封示させるとともに、本人を北京に召還した。陳懋は、北京到着後、改めて御史程富・給事中年富らの弾劾を受けたが、宣宗は「上曰わく、懋の罪は固より重きも、特に其の勲戚大臣なるを念い、姑く曲げて之を宥す。其の子昭も亦た積して問わざれ。盗む所の錢糧・贓物は、行在都察院に命じて悉く之を追せしめよ。」と述べ、侵盗した物品の追徴を命じたのみで宥した。<sup>(12)</sup>更に翌年には、陳懋からの全額の返納は困難との訴えを受けられるかたちで、追徴も一部免除されることになった。<sup>(13)</sup>告発された陳懋の不正は大規模かつ広範なものだったが、この中に軍事行動に関わる罪が含まれていないことは、これまでみてきた例と同じである。<sup>(14)</sup>

以上、自陳を命ぜられた武臣の罪状をみてきた。そこから、大規模で広範な不正の例もあるが、そこに軍務上の罪は含まれていないこと、宣宗が高位の武臣の処罰に非常に慎重だったこと等が確認できた。ただ、これまでみた②広西総兵官顧興祖、③四川総兵官陳懷、④広東都指揮趙成・李竜らの例では「実なるを首す」

とあって、自陳で罪状を認めたことはわかるが、その内容は明らかでない。次に自陳の内容がわかる例を示して更に考えてみよう。

## 2. 自陳の内容

### ⑥『宣宗実録』宣徳八年閏八月壬子の条に

初め、掌南京右軍都督府事・都督陳政は、嘗て人を遣わして貴州都司を督事せしめるに勘合無し。貴州按察司以つて聞ず。上、政をして自陳せしむ。是に至り、政等言えらく、素より諳練ならず。錯誤有るに致る。罪に伏せんことを請うと。上曰わく、勘合は以つて姦弊を防ぐなり。錯誤を容すべけんや。姑く之を宥すも、再犯すれば宥さずと。

とある。掌南京右府事の都督陳政が、貴州都司に要務の為に人を派遣した際に勘合を持参させず、これを貴州按察司から告発されたものである。宣宗は陳政に自陳を命じたが、陳政は、事務仕事に疎いので、ついうっかりしてしまったという旨の自陳をし、過ちを認めて罪を待つ姿勢をとったことがわかる。宣宗は、間違いを繰り返さないよう注意したうえで宥した。やはりこの案件も軍務上の罪ではない。

⑦『宣宗実録』宣徳九年二月癸酉の条に記された案件は、別稿で詳述するが、総兵官と都司の統属関係をめぐる紛争が表面化した



ものである。九年二月に、鎮守大同総兵官・武安侯鄭亨が在職のまま没すると、すぐには後任が発令されず、参将の都指揮曹儉が、征西前將軍の印信を預かり、総兵官の任務を代行した。これに都司側が反発したのである。

山西行都司都指揮呂整奏すらく、鎮守大同参將曹儉は、壮士六百余人を選びて家に私役し、応州等の処の莊地一百五十余頃を占め、又、大同諸衛の軍百余人を私役して耕種せしめ、又、私かに盛甲・弓箭を以つて阿魯台の使臣に与えて駱駝と易え、又、雲川衛の罪無き軍を捶死せしむと。儉も亦た、整の強を恃みて私を逞しくして節制しんたいに聴きわず、馬を領し糧を護りて開平に往くに、官軍の財物を科斂しんせし等の事を奏す。上、行在兵部の臣に諭して曰わく、二人は互相に訐る。姑く未だ処置せず、各々作す所の過ちを録して之に示し、虚実を自陳せしめよと。

とある。まず、山西行都司の責任者である都指揮呂整が、参將・都指揮曹儉の不法四ヶ条を告発し、曹儉もまた反発して呂整の二項目の不法を効奏した。曹儉が、呂整は威勢を恃んで、総兵官代行たる自分の節制を受けようとしないと述べている所にこの問題の根本がある。二人の上奏を受けた宣宗が諭した相手が法司ではなく、兵部の臣だったことにこの問題の性質が示されている。宣宗が、曹儉と呂整の相互の訐奏が単なる武臣の不正事件ではなく、

背後に総兵官と都司の統属関係をめぐる紛争があると認識したからであろう。その為、宣宗の態度は極めて慎重で、曹儉と呂整に對し、互いに告発された罪状について自陳させて様子を見るよう命じた。他の例とはやや異なり、まず双方の言い分を聞いてみようという感じの自陳の命令である。続いて九年二月丁丑の条に

六科給事中、鎮守大同参將曹儉の違法・專擅等の罪を効奏す。上曰わく、已に儉をして実を具えて自陳せしむ。未だ処置に便ならずと。行在兵部に命じ、給事中の奏章を併封して之に示さしむ。

とある。六科給事中が曹儉を効奏したが、宣宗は、既に曹儉に自陳を命じてあるので、それを待つて処置するとの方針を示し、給事中の奏章を曹儉のもとに送り、本人にみせるよう命じた。「併封」とあるので、六科給事中が連名で一本を上奏したのではなく、各々が起草したものかもしれない。前の記事の日付との間隔が四日間しかないのので、給事中たちは独持に事実関係を調査したうえで効奏ではなからう。又、曹儉が告発した呂整の不正には言及がない。「違法・專擅」の罪といっているから、給事中は、総兵官の権限を楯にとつて都司を節制しようとする曹儉の言い分よりも、都司側の反発を支持した可能性がある。もしそうであれば、六科給事中の中に、総兵官の職務や権限に、その自立化の危険性を警戒する雰囲気があったのかもしれない。宣宗の慎重な態度にもこの案件

の微妙さが窺える。このような背景があった為か、九年三月壬午の条に曹儉の自陳の内容が記載されている。そこには

大同參將・都指揮使曹儉奏すらく、昨、都指揮呂整奏すらく、臣は壯士六百人を家に私役すと。又、諸軍を役して私田を耕種せしめ、兵器を以つて私かに虜使の駱駝と易え、無罪の軍士を捶死せしむと。伏して聖恩の寛容なるを蒙り、即ちには誅戮せず、臣をして実を具えて以つて対えしむ。臣は忝備の將領なるに縁りて、曩に運糧・修城・燒荒・巡辺に因り、大同諸衛の官軍は俱て調遣するを聴さる。間、閒暇あるに因りて、暫く三・五人、或は十数人を留めて、以つて使令に備う。応州・白堂等の処、所種の田莊あるも、歳ごとに例の如く税糧を輸納し、実に人力を備えて耕種せしむ。往年、虜使阿都赤の北に帰るを送るに、彼に駝の病みて前む能わざるもの有り。因りて衣服を以つて之に易う。軍人吉僧住なるものあり、神銃を習用し、嘗て辺に備えしむるに、銃を棄てて逃歸し、又、所管の千戸を辱罵せり。千戸執えて以つて臣に告う。臣、総兵官・武安侯鄭亨と共に審訊して責決し、断事司に送るに、半月を越えて死せり。皆臣実に犯す。敢えて情を隠さず。伏して乞うらくは、愚昧を矜宥され、まさに改過を圖らしめられんことをと。上、法司の官に論して曰わく、儉の逃卒を答つは過ちと為さざるも、其の他は未だ飾詞たるを免れず。今、

方めて任ずるに辺事を以つてせんとす。窮究するを欲せず。姑く之を宥し、後效を圖らしめよと。

とある。曹儉は、呂整に告発された四ヶ条について次のように釈明した。自宅で壯士六〇〇人を私役しているということに対して、自分は諸任務に大同諸衛の軍を動員・指揮することを聴されたが、任務の閒暇に数人から多くても十数人を手元において使つただけである。私田の耕作に軍士を私役したということについては、確かに応州や白道に田土を所有しているが、毎年規定の税糧を納めているし、耕作には人力を当てている。曹儉が人力といっているのは奴僕か佃戸をさすのであろう。武器と虜使の駱駝を交換したことについては、かつて虜使阿都赤の帰国を送つた際、彼の駱駝の中に病気で進めなくなつたものがあつたので、阿都赤に衣服を与えてこれを引き取つたものである。無罪の軍士を捶死させたということについては、神銃を扱う軍士に吉僧住という者があり、前線に配置したところ、銃を遺棄して逃げ帰り、更に上官の千戸を侮辱したので、その千戸は吉僧住を執えて自分のところに突き出して来た。そこで自分は、当時、総兵官だつた武安侯鄭亨とともに取り調べたうえ、都司の断事司に送附したところ、半月後に死亡したものであるというのである。これに対し、宣宗は、逃亡軍士の取り扱いについては過失はないが、他の事柄に関しては粉飾といわざるを得ぬとしながら、敢えてこれ以上深く糾明しない

と述べ宥した。この記事の九日後の三月辛卯の条に

大同参将・都指揮曹儉に勅して曰わく、爾言えらく、呂整の告えし所は、事多く支吾にして実ならずと。只、胡人と交易せし如きは、旧禁令に違ひ罪已に死に当たると。但だ爾は先朝の旧臣にして、辺を守ること有年なるを念ひ、姑く爾の罪を記すのみとす。自今、宜しく心を革め慮を易め、己を深くして法を守るべし。軍民を換輯し、辺備を謹飭せば、以つて前の愆を蓋うに庶幾からん。否されば則ち自ら爾の禍を貽し、悔いると雖も及ぶ無しと。

とあり、宣宗は、曹儉に勅を下し、胡人との交易だけでも死罪に該当することだと叱責し、今回は罪を記録に留めるだけとするが、今後は身を謹んで辺防に務めるよう命じた。宣宗は、明示してはいないが、総兵官と都司の間の紛争について、総兵官側の立場を認めたことになろう。六科給事中の反発にもみられたように、微妙な問題の中でみられた自陳の例であった。ただ、この例でも、曹儉が告発された罪状の中に軍事行動上の罪はない。

⑧『宣宗実録』宣德九年四月丙子の条に

広東都指揮花英奏すらく、臣、初め惠州衛に至り軍を簡べるに、白金一百八十両を受餽せり。巡按御史丁寧奏して臣の罪を劾す。旨を奉ずるに、臣をして実を具え以つて聞せしむ。臣実に之を受く。敢えて罪を逃れずと。上曰わく、英は軍を

簡べて餽を受く。豈に復た公道有らんや。但だ実を隠さず。姑く之を記し、都察院に命じて、移文して戒飭し、改行せしめよと。

とある。広東都司の都指揮花英は、管下の惠州衛に赴いて軍の点検・選抜に当たったが、その際、不備を見逃してもらおうべく、衛所官が差し出した銀を受け取ったというのである。これを巡按御史に弾劾され、宣宗に自陳を命ぜられた。花英は告発されたことを事実と認め「敢えて罪を逃れず」と述べた。宣宗は、花英を有罪としながらも、潔く罪を認めたという理由で、罪状を記録するとともに、都察院を通じて戒飭させるに止めた。ここでも、自陳が帝の直接命令で行われる措置であり、対象が高位の武臣であること、軍事上の罪でないこと、結果的に処罰せずに宥すこと等、他の例と同様である。

⑨『宣宗実録』宣德九年一〇月辛未の条に

陝西行都司・都指揮僉事紀勝奏すらく、此、臣を告えしもの有り。先に通州右衛指揮に任ぜられし時、知州王琬を殴りて傷つけ、及び賂いを受餽して軍人を縦放せりと。旨を奉ずるに、臣をして其の実を自陳せしめらる。臣勝は王琬と公事を争論し、語相に激して推すに、琬は地に仆れたるも、実は傷無し。軍人を縦放して賂遺を受くるは、臣実に之有り。請うらくは罪を受けんことをと。上、右都御史顧佐等に謂いて曰わく、勝は武人にして語は直なり。既に罪に服せんとす。之を宥せと。

とある。陝西行都司の都指揮僉事紀勝は、以前に通州右衛の指揮使だったときに、通州知州王琬を殴って負傷させたこと、軍士を売放したことを告発され、宣宗に自陳を命ぜられた。紀勝は、王琬と裁判に関することで争論し、互いに興奮して、紀勝が王琬を押しだところ、王琬は地に倒れたが怪我はなかったと釈明し、売放については事実であることを認めた。この自陳を受けて、宣宗は、紀勝は武人だから言葉を飾れないのは仕方がないとして宥した。この例も軍事上の罪ではない等、他の例と同じ特徴をもっている。

以上、例数が少ないが、宣宗朝における武臣の自陳についてみてきた。そこに共通してみられた特徴をまとめると次のようである。

### おわりに

自陳を命ぜられた事件の地域に注目すると、北辺が四件（大同・寧夏各一件・陝西二件）、南辺が四件（四川・広西各一件・広東二件）で、殆どが南北辺での事例であり、外には南京の一件があるだけである。当時、北辺には臨戦体制で大兵力が配置されており、南辺では少数民族との間に激しい戦闘が連続的に起っていた。つまり、罪を犯した武臣を機械的に処罰すると、防衛態勢に支障をきたす恐れのある地域だったといえる。又、自陳を命ぜられた武臣をみると、掌陝西都司事・都督僉事胡原、広西総兵官・鎮遠

侯顧興祖、寧夏參將ついで四川総兵官・都督同知陳懷、広東都司都指揮趙成・李竜、寧夏総兵官・寧陽侯陳懋、掌南京右軍都督府事・都督陳政、大同総兵官代行の參將・都指揮曹儉、広東都司指揮花英、陝西行都司都指揮僉事紀勝である。勲臣二人、都督クラス（都督・都督同知・都督僉事）三人、都指揮クラス（都指揮・都指揮同知・都指揮僉事）五人となる。いずれも軍事的要衝に配置された高官である。

告発された罪状は、配下の酷虐や金品の搾取、軍士の私役、軍士からの受賄売放、倉糧や官物の侵盜、土地占奪、茶や塩の違法交易、不法な民事関与等から、個人的なスキャンダル、礼法違反まで広い範囲に及ぶ。しかし、自陳を命じられた案件の中には、例えば「失誤軍事」や「主將不固守」などの軍務上の罪は含まれていない。従来、様々な罪を宥されてきた②の顧興祖が、軍事的な過誤を犯した途端に、すぐ逮捕下獄されたことから窺えるように、自陳は軍務以外の罪を対象にしてとられた措置だったといえる。又、武臣が罪を犯すと、告発↓法司による論告求刑↓帝の決裁という手順が踏まれるが、自陳が命じられるのは最終的な帝による決裁の段階である。全ての事例に、自陳が宣宗の直接の命令によったことが記されており、これが帝による特別な措置であることがわかる。

宣宗が自陳を命じた理由をみると、②顧興祖は、一婦人の言に

よって辺将を処罰できないから、又、一地方を総鎮する立場だからというものであり、③陳懷は、大臣だから、⑤陳懋は、一人の言では遽かに処罰できないから、⑦曹俊・呂整は、互いに訐奏しあつて事情が不明確だから等である。自陳の内容では、②顧興祖、③陳懷、④趙成・李竜、⑥陳政、⑧花英は、告発された罪状を全て認めた。⑦曹俊は告発の事実無根であることを釈明し、⑨紀勝は一部を認め一部を否定した。この自陳の結果はどうだったのか。①胡原が致仕を命じられたが、これも特に処罰されることはなかった。ほかは全て「之を宥す」、「姑く曲げて之を宥す」とされ、職もそのままで処罰されなかった。つまり、告発↓論告求刑↓帝による自陳の命令↓之を宥すということになる。「之を宥す」理由をみると、②当初の顧興祖については「既にして実を隠さず」とあり、⑧花英は「但だ実を隠さず」、⑨紀勝は「勝は武人にして語直なり」等の宣宗の言葉が記されている。③陳懷に関しては「懷は武人にして不学の過ちなり」とある。武臣の朴強さ、潔さを好む宣宗の武臣観も窺える。このように整理してみると、武臣の自陳は、南北辺の軍事的要衝に配置されている高位の武臣を対象とし、軍務以外の不正に対し、帝の直接の命令によって行われるもので、本人に釈明の機会を与え、或は反省を求める為の措置であつたといえる。自陳で罪を認めるか釈明するかに拘わらず、実質的には処罰を加えられないで宥されることになった。このような措置がとられた背景には、『大明律』の

規定がそのまま適用される決に処せば、要衝の武臣を欠き、辺防に混乱を招きかねないという現実的な要請もあつたであろう。又、武臣の軍事能力が低下しており、『大明律』の規定をそのまま適用できないという事情もあつたと思われる。しかし、それだけではなく、高位の武臣の処罰に非常に慎重で、その地位を保全しようとする宣宗の姿勢も看取できる。恐らくこれは宣宗政権の性格に関わることだろうと思われる。更なる考察を期したい。

武臣の罪の告発者を見ると、広西総兵官顧興祖を訴えた、もと配下の妾許氏はやや特異な例として、巡按御史が三件、按察司が二件あり、武臣は文臣官僚によって、その動向を厳しく監視されていたことがわかる。このような機能が、中後期に監察系の文臣が軍事的権限を帯びていく一つの要因になつたのであろう。このほかに同僚や配下の武臣による告発も三件あり、当時の明軍内部における相互の紐帯の希薄さも窺える。本稿でとりあげた「自陳」のほかにも、罪状を記録に留める「記罪」や、弾劾の奏章を本人に示して反省を求める「封示」等の様々な行政処分ともいふべき措置がある。これらについては稿を改めて述べる。

#### 註

(一) 檀上寛氏『明朝専制支配の史的構造』(汲古書院・一九九五)第

一部・第一・二章、第二部・第二章。

(2) 川越泰博氏『明代中国の疑獄事件』(風響社・二〇〇二)

(3) 拙稿「永楽朝の武臣処罰」(『明清史研究』二・二〇〇六)、  
同(二)(『国士館東洋史学』一・二〇〇七)。

成祖即位後に、奉天征討に従軍した武臣に優遇措置がとられた  
ことについては、川越泰博氏『明代中国の軍制と政治』(国書刊  
行会・二〇〇一) 第二部・第五章に詳しい。

(4) 拙稿「明・宣徳朝の総兵官」(『史朋』四五・二〇二一、二二)。  
(三)は同誌四六・四七号に掲載予定。

(5) 阪倉篤秀氏『明王朝中央統治機構の研究』(汲古書院・二〇〇〇)。  
本編・第五章・二二〇頁。

(6) 万曆『大明会典』一一九・銓選二・考選に  
軍政考選、与文職考察同。成化二年、令軍政官、五年一次、  
通以見任掌印・帶棒・差操及新襲職官、一体考選。

とあり、これを受けた『明史』七一・志四七・選舉三にも殆ど同  
文の記載がある。武臣数が激増した成化以後には、武臣に対して  
も一種の資格審査が実施されるようになった。

(7) 『宣宗実録』洪熙元年七月壬辰の条。

(8) 『宣宗実録』宣徳三年閏四月戊申の条。

(9) 『宣宗実録』宣徳三年閏四月庚戌の条。

(10) 顧興祖については『明史』一四四、『明史列伝』二二二、『国朝獻徴  
録』七等に伝があるが、太祖・成祖朝に軍功のあった顧成の孫で  
ある。『明史』にはこの後の顧興祖の行状を

踰年得積。正統末、従北征、自土木脱帰、論死。也先逼都城、  
復冠帯、充副総兵、禦敵於城外。授都督同知、守備紫荆関。  
景泰三年、坐受賄、復下獄、尋釈。以立東官恩、予伯爵。天

順初、復侯、守備南京、卒。

と記している。この後も波乱の多い生涯を送った。

(11) 四川総兵官陳懷が弾劾されたのは、この時が始めてではない。そ  
の詳しい事情と背景については別稿で述べるが、『宣宗実録』宣  
徳五年五月癸丑・八年八月壬辰・九年二月辛未の条によれば、次  
のような経緯があった。宣徳五年五月に、各道監察御史が、陳懷  
は民事に関与し、布・按二司の官に対しても凌辱を加えていると  
弾劾した。これに対し、宣宗は「以懷出于行伍、姑宥不問。」と  
述べ、御史の奏章を本人に示させるとともに、勅を下して叱責し  
た。二回目も、本稿で示した六年四月の御史王礼による弾劾であ  
るが、この時も再び宥されたわけである。この後も陳懷の行状は  
改まらず、八年八月、ついに北京に召還され、成国公朱勇ら文武  
大臣による取り調べを受けた結果、斬刑に当たると論告され、都  
察院の獄に下された。しかし、九年二月に至って、宣宗は「念其  
先朝旧臣、姑屈法宥之、令罷職間居。」という措置をとった。結局、  
陳懷は四川総兵官の職は免ぜられたが、それ以外には処罰は受け  
ていない。陳懷については『明史』一五五・『明史列伝』二二二な  
どに伝があるが、『明史』には、この後の陳懷について

正統二年、以原官鎮大同。時、北人來貢者、日給糜餼、為軍  
民累。懷言於朝、得減省。居二年、以老召還、命理中府事。

九年春、与中官但住出古北口、征兀良哈。還与馬亮等同封、  
而懷得平鄉伯。十四年、扈駕北征、死土木。贈侯、諡忠毅。  
とあり、正統中には平郷伯にまで陞ったが、土木の変で戦死した。

(12) 『宣宗実録』宣徳七年一〇月癸丑の条。

(13) 『宣宗実録』宣徳八年二月辛卯の条。

(14) 陳懋については『明史』一四五、『明史列伝』二二二、『吾学編』一

九等に伝があるが、この後の行状を、『明史』は

英宗即位、命偕張輔參議朝政、出為平羌將軍、鎮甘肅。其冬、寇掠鎮番、懋遣兵援之、解去、以斬獲聞。參贊侍郎柴車劾懋失律致寇、又、取所遺老弱、冒為都指揮馬亮等功、受陞賞、論斬。詔免死、奪祿。久之還祿、奉朝請。十三年、福建賊鄧茂七反。都御史張楷討之無功、及詔懋佩征南將軍印、充總兵官、帥京營。江・浙兵往討。至浙江、有欲分兵扼海口者、懋曰、是使賊致死於我也。明年抵建寧、茂七已死、余賊聚尤溪・沙泉。諸將欲屠之、懋曰、是堅賊心也。及下令招撫、賊黨多降。分道逐捕、悉平之。已而沙泉賊復熾、久不定。會英宗北狩、景帝立、遂詔班師。言官劾之、以賊平不問。仍加太保、掌中府、兼領宗人府事。英宗復位、益祿二百石。天順七年卒、年八十四。贈濬國公、諡武靖。：惟懋久享祿位、數廢數起、卒以功名終。と記している。